

発議案第6号

陸上自衛隊オスプレイの配備撤回と飛行訓練中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月11日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

提出者	八千代市議会議員	三田登
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	伊原忠
	同	堀口明子
	同	飯川英樹

提案理由

国に対し、オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備を撤回し、習志野演習場上空での飛行訓練を中止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

陸上自衛隊オスプレイの配備撤回と飛行訓練中止を求める意見書

陸上自衛隊のオスプレイ 2 機が昨年 7 月に木更津駐屯地に配備されたことに続き、本年 2 月に 3 機目が配備され、残る 4 機も近々配備されようとしている。

木更津駐屯地に配備されたオスプレイの訓練飛行ルート及び頻度は現行の CH-47 とおおむね同じものになると言われている。

オスプレイは、運用開始以来、世界でも日本でも墜落事故を繰り返し、40 名以上が亡くなっている。アメリカを除いて、オスプレイを導入しているのは日本だけという異常な事態である。

安倍前政権による兵器の爆買いによって、国民の安全が損なわれようとしている。しかも、オスプレイは災害救援に役立つと政府は説明しているが、ホバリングで要救助者を救助することは不可能であり、無用の長物ともやゆされている。

防衛省からの聞き取りによると、今年度末まで、つまり 3 月中にはこのオスプレイが習志野演習場、八千代市の上空を飛び回る可能性がある。このことから、市民の安全・安心のためにも市議会として明確な意思表示をすべきとの結論に至ったものである。

よって、本市議会は国に対し、オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備を撤回し、習志野演習場上空での飛行訓練を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 23 日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

防衛大臣様